平成２４年（再ロ）第１号
宮崎県日向市曽根町２丁目33番地
再生債務者　黒木　米久
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月22日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（再ロ）第１００７８号
東京都大田区中馬込１―14―４―102
再生債務者　古賀　　仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月22日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第８号
埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目423番地５
再生債務者　立和田博孝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月25日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２４年（再ロ）第３号
新潟県長岡市下々条町1829番地８
再生債務者　高橋　洋行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月26日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２４年（再ロ）第１９号
横浜市磯子区岡村４丁目19番４号　竹の橋荘203号
再生債務者　矢ケ崎　正
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月27日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（再ロ）第１９号
堺市中区新家町645番地27
再生債務者　奥田　健二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月26日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２４年（再ロ）第２号
兵庫県養父市養父市場543番地８
再生債務者　瀧口　ヰミ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月26日
神戸地方裁判所豊岡支部再生係

平成２４年（再ロ）第１８号
京都市左京区山端大君町６番地３
再生債務者　松田雄一こと　朴　　雄一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月27日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２４年（再ロ）第２号
岩手県一関市東山町長坂字柴宿７番地91
再生債務者　千葉　　浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月27日　盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（再ロ）第３号
秋田県雄勝郡羽後町杉宮字上野３番地23
再生債務者　大野　宏幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月27日　秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（再ロ）第４号
福島市上鳥渡字しのぶ台48番地の５
再生債務者　横田チアキ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月27日　福島地方裁判所

平成２４年（再ロ）第９号
広島市安佐南区上安２丁目25番20―304号
再生債務者　延岡時男こと　延　　時元
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月27日
広島地方裁判所民事第４部

会社その他の公告

合併公告

継　左記法人は合併して甲は乙の権利
して存続し乙は解散することにいたしました。
なお、この合併については山口県知事の認可を得ています。
載　この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十五年三月七日
山口県下関市長府才川二丁目二番二号
（甲）医療法人愛の会
理事長　木下　毅
山口県下関市長府江下町一番一号
（乙）医療法人親和会織畠病院
理事長　木下　牧子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
組織変更後の商号は株式会社エスケイとします。
効力発生日は平成二十五年四月十八日であり、当社の総社員の同意の取得は平成二十五年四月十二日に予定しております。
載　この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲
の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十五年三月七日
東京都府中市西原町一丁目一一番地の一
エスケイ合同会社
代表社員　嶋原　義明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年四月十八日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｂトレーディングとします。
載　この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲
の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十五年三月七日
山梨県南アルプス市徳永一七七番地八
Ｂトレーディング合同会社
代表社員　近藤　　賢

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十五年三月七日
大阪市浪速区湊町一丁目一番三号マルイト
難波ビル　　有限会社モントレ
取締役　木下せつ子

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年三月二十二日を基準日と定め、同日午後一時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年四月一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。
平成二十五年三月七日
東京都八王子市大和田町一丁目九番二号
株式会社クレステック
代表取締役　大井　英之

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年三月二十二日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年三月二十二日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。
平成二十五年三月七日
東京都豊島区西池袋一丁目四番一〇号
株式会社ベルシステム
代表取締役　園本　和平

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年三月二十二日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。
平成二十五年三月七日
東京都豊島区西池袋一丁目四番一〇号
株式会社ベルシステム
代表取締役　園本　和平